

東松山市地域防災計画の修正概要

1 東松山市地域防災計画について

東松山市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、東松山市防災会議が作成する計画です。

この計画は、第1編「総則」、第2編「共通対策」、第3編「火山噴火・竜巻・降雪対策」、第4編「複合災害対策」、第5編「広域応援対策」、第6編「事故災害対策」で構成されており、災害ごとに取るべき具体的な対策を、平常時に実施すべき「予防・事前対策」、発災時等に実施すべき「応急対策」、発災後等に実施すべき「復旧対策」に分類し定めています。

<東松山市地域防災計画の構成>

第1編 総則	第1章 総則
	第2章 被害想定
	第3章 防災体制
	第4章 防災訓練
	第5章 調査研究
第2編 共通対策	第1章 施策ごとの具体的計画
	第2章 災害復興
	第3章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置
	第4章 最悪事態（シビアコンディション）への対応
第3編 火山噴火・竜巻・降雪対策	第1章 火山噴火降灰対策
	第2章 竜巻・突風等対策
	第3章 降雪対策
第4編 複合災害対策	複合災害対策
第5編 広域応援対策	広域応援対策
第6編 事故災害対策	事故災害対策

2 計画修正の視点

災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正、埼玉県地域防災計画の修正をはじめ、令和元年東日本台風での災害対応や、新型コロナウイルス感染症への対応などを踏まえ、東松山市地域防災計画を修正します。

<近年における災害対策基本法、防災基本計画及び埼玉県地域防災計画の修正履歴>

○災害対策基本法の改正

R3.5 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るための改正

○防災基本計画の修正

R1.5 災害対応の教訓を踏まえた修正、最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正等

R2.5 令和元年東日本台風及び令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正等

R3.5 災害対策基本法の改正、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正等

○埼玉県地域防災計画の修正

R3.3 令和元年東日本台風をはじめとする過去の災害対応からの教訓、防災基本計画の改定、災害対応を取り巻く動向を踏まえた修正

3 計画修正の主な内容

(1) 災害対策基本法の改正及び国の防災基本計画の改定を踏まえた修正

① 避難勧告・避難指示の一本化等（素案 2-139、140）

「避難勧告」と「避難指示（緊急）」を「避難指示」に一本化し、従来の避難勧告の段階から避難指示を行うこととしました。また、「災害発生情報」を「緊急安全確保」へ、「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」へ変更しました。



② 個別避難計画の作成（素案 2-153、154）

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することとし、個別避難計画への記載事項、情報収集の方法、個別避難計画の更新について明記しました。

③ 長期停電・通信障害への対応強化（素案 2-52、53）

ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能になる事態に備え、防災拠点における電源の確保及び衛星通信等の非常用通信手段の確保について明記しました。

(2) 令和元年東日本台風における災害対応の検証結果の反映

① 警戒レベルととるべき行動の理解促進（素案 2-2）

警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時にとるべき行動（マイ・タイムライン等）の理解促進を普及・啓発する事項として明記しました。

② 指定緊急避難場所・指定避難所等の見直し（素案 2-137）

令和元年東日本台風の対応では、避難所である小中学校等においても緊急的な避難に対応したことや、一時避難場所である市民活動センターを避難所として運営したことを踏まえて、各施設について、原則、「指定緊急避難場所」兼「指定避難所」とし、収容人数等を見直しました。また、水害時に使用しない施設を洪水浸水想定区域内にある「市の川小学校」、「東中学校」、「新宿小学校」及び「南中学校」としました。

③ 災害対策本部の体制強化（素案 1-27）

大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に設置する災害対策本部の体制、段階的に引き上げる防災対応の体制を整備するため、災害対策本部組織を見直し体制を強化しました。

(3) 被災者支援の充実

① 避難所における新型コロナウイルス感染症対策（素案 2-146、147）

新型コロナウイルス感染症のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に、市民がちゅうちょなく避難できるように、徹底すべき感染症対策を明記しました。

＜避難所における新型コロナウイルス感染症対策の実施内容＞

- ・健康状態に合わせた避難所の確保
- ・十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設
- ・受付時のフロー
- ・レイアウトの検討
- ・避難者の健康管理
- ・発熱者等の専用スペースの確保
- ・自宅療養者の対応
- ・市民への周知
- ・感染症対策
- ・発熱者等の対応

② 要配慮者等への対応（素案 2-144、145）

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮するため、男女別更衣室、男女別トイレ、多目的トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を避難所に設置すること、要配慮者等に必要と思われる物資等の調達に

関する取組を明記しました。

4 そのほかの修正

(1) 水防法・土砂災害防止法による避難確保計画の作成等（素案 2-155）

水防法による洪水浸水想定区域内又は土砂災害防止法による土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の管理者等に、避難確保計画の作成、訓練の実施等の措置を要請することを明記しました。

(2) 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置（素案 2-217）

平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたことから、今までの「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」に代わり、「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置」を定めました。

5 計画修正スケジュール案

① 第1回東松山市防災会議の開催

令和3年11月18日



② 県への事前協議



③ パブリックコメントの実施



④ 第2回東松山市防災会議の開催

令和4年2月9日



⑤ 修正の確定



⑥ 県知事、市議会への報告

令和4年3月

(参考) 地域防災計画と国土強靱化地域計画との関係について

◆地域防災計画と国土強靱化計画との関係イメージ

